

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	援護施設等支援・措置管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は援護施設等支援・措置管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和7年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	援護施設等支援・措置管理業務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(昭和17年法律第123号)に基づき、自立支援給付の支給、また、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づき、障害者支援施設等への入所等のやむを得ない事由による措置に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護給付費等の申請の受理、その申請に係わる障害支援区分の認定及び支給要否決定に関する事務 ②現に受けている支給決定に係る障害福祉課サービスの種類等の変更の申請の受理、その申請に係わる支給決定の変更の決定、障害支援区分の変更の認定に関する事務 ③支給決定の取消しに関する事務 ④申請内容の変更の届出の受理 ⑤障害者支援施設等へやむを得ない事由により入所等をさせ、その更生援護を行う事務
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス等利用者管理、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、精神障害者更生指導台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表21、51、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【情報照会】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報に関する命令第2条の表144、145、146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	越谷市福祉部障害福祉課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9134
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人々が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、次のように対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリをしようとする場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	団体内統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月28日					評価書の見直しを実施した
平成30年6月5日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山元 雄二	福岡 敏哉	事後	平成30年度の人事異動に伴う変更
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福岡 敏哉	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価の再実施に伴う修正
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成26年12月1日 時点	令和2年2月28日 時点	事後	評価の再実施に伴う修正
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の20、21、26、53、56の2、87、108、109、110	番号法第19条第8項 別表第二の20、21、26、53、56の2、87、108、109、110	事後	番号利用法の改正による記載事項の修正
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二の20、21、26、53、56の2、87、108、109、110	番号法第19条第8号 別表第二の20、21、26、53、56の2、87、108、109、110	事後	記載誤りによる記載事項の修正
令和5年6月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12、13、34、84の項	番号法第9条第1項 別表第一の12、34、84の項	事後	番号利用法の改正による記載事項の修正
令和5年6月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二の20、21、26、53、56の2、87、108、109、110	番号法第19条第8号 別表第二の20、26、53、56の2、87、108、109、110	事後	番号利用法の改正による記載事項の修正
令和7年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（昭和17年法律第123号）に基づき、自立支援給付の支給、また、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づき、障害者支援施設等への入所等のやむを得ない事由による措置に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護給付費等の申請の受理、その申請に係わる障害支援区分の認定及び支給要否決定に関する事務 ②現に受けている支給決定に係る障害福祉課サービスの種類等の変更の申請の受理、その申請に係わる支給決定の変更の決定、障害支援区分の変更の認定に関する事務 ③支給決定の取消しに関する事務 ④申請内容の変更の届出の受理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（昭和17年法律第123号）に基づき、自立支援給付の支給、また、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づき、障害者支援施設等への入所等のやむを得ない事由による措置に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護給付費等の申請の受理、その申請に係わる障害支援区分の認定及び支給要否決定に関する事務 ②現に受けている支給決定に係る障害福祉課サービスの種類等の変更の申請の受理、その申請に係わる支給決定の変更の決定、障害支援区分の変更の認定に関する事務 ③支給決定の取消しに関する事務 ④申請内容の変更の届出の受理 ⑤障害者支援施設等へやむを得ない事由により入所等をさせ、その更生支援を行う事務	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	更生支援台帳、自立支援制度に関する情報ファイル	障害福祉サービス等利用者管理、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、精神障害者更生指導台帳	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12、34、84の項	番号法第9条第1項 別表の21、51、117の項	事後	番号法の改正による記載事項の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の20、26、53、56の2、87、108、109、110	【情報提供】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【情報照会】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報に関する命令第2条の表144、145、146	事後	番号法の改正による記載事項の修正
令和7年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	令和2年2月28日時点	令和7年7月1日時点	事後	評価書の見直し
令和7年9月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である／判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加
令和7年9月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である／判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加